

意見等募集の結果

案 件	(仮称)第2次茨木市男女共同参画計画(素案)について
結果の公表場所	・市ホームページ ・情報ルーム(市役所南館情報ルーム) ・総務部人権・男女共生課担当窓口
意見等募集期間	平成24年1月5日(木)から平成24年1月31日(火)まで
意見提出件数	8人 95件 (うち賛否のみ 10件、無効 0件)
公表資料	・(仮称)第2次茨木市男女共同参画計画(素案)に対して提出された ご意見及び市の考え方
結果公表日	平成24年7月2日(月)
担 当 課	総務部 人権・男女共生課 政策係 電 話：072-620-1640 F A X：072-620-1725 Eメール：jinken@city.ibaraki.lg.jp

基本目標 1 男女共同参画についての理解の推進

	意見の概要	市の考え方
1	男女共同参画社会は、男性にとっても、生きやすい社会であるという理解を、男性にも、女性にも広げてほしい。	国の「第3次男女共同参画基本計画」において、「男性・子どもにとっての男女共同参画」が重点分野として盛り込まれており、本市でも男性にとっての男女共同参画の意義や理解が深まるよう、取組を進めます。
2	基本的方向1「固定的な性別役割分担意識の解消」(1)「男女共同参画推進のための広報や啓発活動の充実」4の施策内容「市民や市民活動団体等と協働して講座や研修、啓発紙等の制作を推進します」啓発紙等 表記は「誌」が適切ではないか。	「誌」については、冊子タイプの啓発物について利用しており、施策内容4「市民や市民活動団体等と協働して講座や研修、啓発紙等の制作を推進します」の部分については、原案通り「紙」とさせていただきます。
3	性別役割分業にとらわれない男性像、暴力を選ばない男性像を、今後も積極的に市の発行物で紹介してほしい。	男女共同参画推進のためには、性別役割分担意識の解消が重要なため、広報誌をはじめ、人権・男女共同参画啓発誌・WAM通信などを通じて引き続き男女共同参画に関する啓発に努めます。
4	基本的方向2「メディアを活用した男女共同参画の推進」(2)「情報教育の推進」について 子どもへの情報教育は、非常に重要。子どもたちへ男女平等教育をしっかりと行うとともに、メディア・リテラシー教育を学年ごとに1回は必ず実施するようにしてほしい。また保護者へのメディアリテラシー教育の機会づくりも重要。家庭ぐるみで、メディア・リテラシーの視点を養うような主旨の出前講座も展開してもらいたい。	児童生徒が、情報を評価・識別する能力を養うことは重要と考えております。そこで、各学校に携帯電話やインターネット等の使用にあたっての留意点を指導するよう通知するとともに、教材を開発するなど発達段階や実態に応じた指導ができるよう支援しております。また、保護者に指導した内容を知らせて家庭で課題を共有したり、フィルタリング普及に向けた啓発活動を進めるよう指導しております。 なお、依頼があれば保護者会やPTA学習会等の地域の学習会で出前研修を実施しております。さらに、市が行う保護者を対象とした各種講座においてもテーマとして取り入れてまいります。
5	男女共同参画の視点に配慮した、子ども向けの広報紙やホームページ等に期待したい。	今後とも、男女共同参画の視点に配慮した子ども向け広報紙を含めた広報誌、ホームページに努めてまいります。

基本目標 1 男女共同参画についての理解の推進

	意見の概要	市の考え方
6	男女共同参画に関する調査・研究について、地域の大学や市民グループと連携することで、より実りある内容にしてほしい。こうした成果を公表する研究フォーラムを大学とローズWAMと一緒に開催することはできないだろうか。	ご指摘いただいた調査・研究については、茨木市の特性をふまえながら、まとめていく必要があると考えております。また、大学との連携につきましては、ローズWAM事業の中で、地元大学等と連携を進めております。今後は、市民グループとの協働も視野に入れ、学術的な成果としてまとめていくことも検討していきたいと考えております。
7	基本的方向の3「男女共同参画に関わる調査・研究と情報収集・提供」について男女間の格差や不平等の実態把握だけでなく、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、在日外国人、被差別部落の人びと、アイヌの人びと、など国や府でも重点課題とされる複合的に困難な課題を抱える女性の実態把握も課題として明記されることを希望する。	障害があること、在住外国人であること、同和問題等に加え、女性であることから複合的に困難な状況におかれている人々については、人権尊重の観点から配慮が必要と考えておりますことから、その現状と課題について研究を進めてまいります。
8	基本的方向3「男女共同参画に関わる調査・研究と情報収集・提供」について男女間の格差の中でも賃金格差や雇用形態など女性の労働の実態を市内事業所や労働者調査で実態把握が必要と考える。	女性労働者の実態把握については、今後実施予定の事業所調査業務に調査項目として盛り込めないか研究してまいります。
9	基本的方向3「男女共同参画に関わる調査・研究と情報収集・提供」について女性の参画について市民団体や地域活動レベルでの実態把握が必要と考える。	女性の参画については、市並びにその関連団体とともに、市民団体や地域団体も含んでの情報収集が必要と考えております。
10	施策の基本的方向に4、「ローズWAMの運営の充実を図る」を入れてほしい。 具体的施策は ・運営に関わる人の研修・教育 ・登録団体の育成と活動の支え ・女性リーダー養成	ローズWAMの運営の充実については、「第3部 計画の推進」の「第1章 推進体制」に「2 男女共同参画社会づくりの拠点の充実」に記載しております。また、登録団体の育成と活動の支えや女性リーダー養成については、「基本目標6 だれもが安心して暮らせる社会づくり」の「3 地域の活動における男女共同参画の促進」で盛り込んでいることから、原案どおりとさせていただきます。

基本目標 2 社会における意思決定への女性の参画拡大

	意見の概要	市の考え方
11	ポジティブアクションの実施に賛成。防災・防犯などの危機管理上の意味でも重要。職場、地域、市民活動、審議会等へ女性の参画を増やすためには、リーダーとなる女性同士が交流できる場づくりが有効だと思われる。また、FC界では、過去、女性のパワーアップ講座が開催されたり資料が発行されていたので、なんらかのノウハウがあるのではないかと。女性たちがともに力をつける仕掛けがほしい。	意思決定過程や方針決定過程への女性の参画拡大は重要であることから、ポジティブアクションを推進するとともに、ローズWAMにおいては、女性のチャレンジ応援講座や再就職応援セミナー等、女性の力を引き出す講座を開催しております。今後につきましても、本計画に基づいた具体的な施策として、各種講座を計画してまいります。
12	すべての目標値に根拠の説明が必要ではないか。	ご指摘どおりすべての目標値に根拠の説明を記載いたします。
13	数値目標を達成できないときの措置はどうするのか。この数値に拘束力があるのかどうかを明示してほしい。	数値目標は、市あるいは直接取組む機関や団体等が、様々な施策および事業内容等を実施・検討していく上での努力目標的なものとして設定しているもので、拘束力はありません。
14	指標9「女性人材情報から審議会等の委員へ登用された女性の数」 女性人材情報リスト 説明が必要ではないか。	ご指摘どおり説明を追加するとともに、わかりやすい表現に修正します。
15	基本的方向2「女性の参画拡大のための環境整備」(2)「市内事業所、地域団体等における女性の参画拡大のための環境整備」 4行目「取組を評価する制度の導入」とは、どのようなことを考えているのか、記載されたい。	ご指摘の内容については、総合評価一般競争入札の評価基準書の内容検討ですが、わかりやすい表現に修正します。
16	女性の管理職への登用に賛成。能力向上の機会を確実に用意し、茨木市が女性活躍推進のモデルとなってほしい。	ご意見どおり推進してまいります。
17	基本的方向3「女性の管理職への登用推進と能力向上機会の充実」 6行目 管理職就任 昇進に修正してほしい。	職員の任用に関する規則において「昇任」という用語を使用しておりますので、「昇任」に修正します。

基本目標 3 男女共同参画を進める教育と学習

	意見の概要	市の考え方
18	指標10「男女共同参画社会推進登録団体数」 男女共同参画推進登録団体数を17から22に増やす意義はあるのか？むやみに団体数を増やすよりも、ひとつの団体の質の向上と範囲の拡大を目指すべきではないのか。	登録団体数を増やすだけで内容が伴わなければ、意義はありませんが、新たな団体の活動支援を行っていく必要もありますので、既存の団体の活性化とあわせて、新規団体の育成も支援していきたいと考えております。
19	指標10「男女共同参画社会推進登録団体数」 団体とのネットワークの共有がなされているのか。	男女共同参画社会推進登録団体とのネットワークについては、月1回開催される登録団体連絡会で情報共有を行うとともに、ローズWAMまつりをはじめ、市と登録団体とが協働して実施している「市民協働企画講座」の開催等、さまざまな機会を通じて交流しております。
20	基本的方向1「子どもの頃からの男女平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援」(1)「男女平等を推進する保育・教育の充実」35「男女平等についての理解を深めるため、保育・教育関係者に対する研修を充実します」 (1)暴力被害の早期発見などについての知識、(2)子どもが性被害に遭った直後の、周囲の大人への「心理教育」の重要性の認識等についても、学びがあることを希望する。	暴力被害の早期発見、対応は重要であることから、ご意見を考慮し、研修内容に留意します。
21	基本計画3「多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実」(3)「子どもや若者のための学習や体験活動の推進」、あるいは具体的施策に「女性の科学技術・学術分野」の文言を入れてほしい。	ご意見の趣旨は、「基本目標3 男女共同参画を進める教育と学習の推進」-「1 子どもの頃からの男女平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援」-「(2) キャリア教育の推進」に含んでいることから、原案どおりとさせていただきます。
22	基本的方向2「男性にとっての男女共同参画の推進」(3)「男性の男女共同参画に関する総合的な調査の推進」 調査の推進 調査の実施が表現として適切ではないか。	固定的な性別役割分担意識が男性にもたらす心身の健康の問題等については、今後調査を実施する方向で検討しますが、具体的な内容について今後検討が必要なことから、原案どおりとさせていただきます。

基本目標 3 男女共同参画を進める教育と学習

	意見の概要	市の考え方
23	<p>基本的方向3「多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実」(1)「生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供」4行目 自己表現を抹消、重複している。</p>	<p>ご指摘の部分は「市民の自己表現、自己実現を支援します」であり、ここでの「自己表現」とは「自分の意思や考えを他の人に伝える行為」と考えております。また、「自己実現」とは、「自分の目的を達成すること」と考えておりますことから、原案どおりとさせていただきます。</p>
24	<p>基本的方向3「多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実」(1)「生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供」50「ローズWAM等を活用して、女性の芸術や文化、ものづくり等の表現活動を支援します」 女性が力をつけたり、表現力を高めるには、学習機会だけでなく、文化や芸術も重要。男女共同参画の視点をもつ指導者によるアートワークや演劇などがローズWAMで盛り上がることを願う。とくにローズホールでの展示、ワムホールでの舞台活用が望まれる。</p>	<p>文化、芸術活動による表現、啓発は重要と認識しており、市民スタッフを中心とした「デートDV朗読劇」や男女共同参画の視点に立った演劇の公演などを実施しております。今後も舞台を中心としてローズWAMの施設を活かした文化、芸術活動による啓発を推進してまいります。</p>
25	<p>基本的方向3「多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実」(3)「子どもや若者のための学習や体験活動の推進」55「若者の自立に向けての支援をします」について、 無業女性に関して「ガールズトーク」と呼ばれる交流企画が各地の男女共同参画センターで開催されるようになっている。彼女らも、問題の所在を発見するための学びや仲間作りが必要と思う。</p>	<p>若者の自立支援につきましては、重要課題ととらえ、計画に基づいた具体的な施策の実施が必要と考えております。現在、相談事業のなかで実施しております「ワムワムよりみちトーク」のような気軽に話しができる場作りや、集える仕掛けを検討していく必要があると考えております。</p>
26	<p>無業女性の説明、(2)「女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催」、(3)「子どもや若者のための学習や体験活動の推進」 表現が不適切、修正してほしい。</p>	<p>わかりやすい表現に修正します。</p>

基本目標 4 働く場における男女平等

	意見の概要	市の考え方
27	職場での男女共同参画は進んでいる企業とそうでないところの格差が大きい。茨木市と取引のある事業所が入札等に参加するための要件として、社員や役職に男女の偏りがいないか資料の提出をお願いしてはどうか。	ご指摘いただいた内容は、「基本目標2 社会における意思決定への女性の参画拡大」-「2 女性の参画拡大のための環境整備」-「(2)市内事業所、地域団体等における女性の参画拡大のための環境整備」の「28 総合評価一般競争入札において、男女共同参画に積極的に取り組む事業所に対する評価を採り入れます」に含まれると考えており、今後の施策の参考とさせていただきます。
28	基本的方向1「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進」(1)「労働に関する法律・制度の周知徹底」57「非常勤の職員・教職員の休業制度等の周知に努めます」 「臨時職員」を付記してほしい。	非常勤嘱託員と臨時職員を表す用語として「非正規職員」に改めます。
29	基本的方向1「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進」(2)「男女平等な労働観づくり」59「事業所に対してセクシュアル・ハラスメント防止等、働きやすい職場づくりに対する情報提供や研修を実施します」 市内の事業所に対して、セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供や研修を、行政側から、おおいに提言し進めてほしい。	現在、市内事業所を対象に働きやすい職場づくりにつながるセミナーの実施や、リーフレット等による情報提供に努めており、今後も継続してまいります。
30	基本的方向1「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進」(2)「男女平等な労働観づくり」60「女性の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内事業所を先進事例として紹介します」 前項のセクシュアル・ハラスメント研修など、いくつかの条件をクリアした市内事業所を、先進事例として紹介してはどうか。	本市が実施する人権研修等に積極的に参加し、働きやすい職場づくりへの貢献が認められる事業所に対して、様々な媒体を通じ、紹介していく予定です。

基本目標 5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

	意見の概要	市の考え方
31	男性・女性の固定的な役割を解消するためには、それなりのロールモデルが必要。単に役割を交替するのではなくお互いが協力するということが重要。	固定的な性別役割分担意識の解消には、男女とも様々なロールモデルが重要であることから、様々な役割を担いあえるような啓発や学習機会の提供を推進します。
32	ワーク・ライフ・バランスの考え方に賛成。とくに、市役所の若い世代の男性職員には、市民のモデルとなってもらって、積極的に「育児休業」を取得してほしい。茨木市役所の職員が、よいチームワークで、市民のためにより仕事を成して頂きたいと願っている。	市民のモデルとなるようワーク・ライフ・バランスを推進してまいります。
33	短時間正規労働について、検討してもらいたい。	平成22年度から条例を制定し、正規職員として任期付短時間勤務職員の制度を導入しております。
34	過労死かリストラかという非人間的な環境、正規職と非正規雇用の職員の格差、こういった現状を男女共同参画社会への実現をめざすなかで、変革していかなくてはいけない。	賃金格差の解消や、待遇の確保等、雇用条件が整備されてこそ、ワーク・ライフ・バランスの推進が可能となるため、市内事業所に対し、雇用条件の改善に向けた啓発に努めてまいります。
35	市民活動への参画について、記載されている部分と記載されていない部分がある。家庭生活、地域活動、市民活動はすべて地域にとって必要な活動と思うので、一体の内容として記載されたらどうか。	ご提案どおり修正します。
36	指標18「市における男性職員の『育児休業』取得者率」 育児休業取得 数値目標 5%は数値が低すぎる。	「茨木市職員のための次世代育成支援行動計画」の後期計画(平成22～26年度)において5%の目標を定めており、これに従って推進してまいります。
37	指標18「市における男性職員の『育児休業』取得者率」 女性職員だけではなく、男性職員も育児休暇を普通にとれるような社会になればいいと思うが、それは個々の家庭によるので、目標値(0～5%)に設定するべきではない。半ば強制的に男性職員が育児休暇をとったほうが、職場において好奇な目で見られるのではないか。待遇などに差が生まれないよう、十分に職員からも意見を聞き、了承を得る必要がある。	「茨木市職員のための次世代育成支援行動計画」の後期計画(平成22～26年度)において5%の目標を定めておりますので、決して強制とならないよう職場環境や意識の改善に努めながら推進してまいります。

基本目標 5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

	意見の概要	市の考え方
38	基本的方向3「家庭や地域活動への男女共同参画の促進」 育児休業の取得促進は一般事業所にも啓発が必要ではないか。	ご指摘いただいた内容は、「基本計画5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」-「基本的方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援」に掲載しているとおり、市内事業所に対し、育児休業の取得促進を啓発してまいります。
39	基本的方向2「多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援」6行目 自分の親 自分や妻の親に修正。妻の親を介護する男性も多数いる。	ご指摘いただいた内容について、昨今自分の親だけでなく、妻の親を介護する男性も増えていることから、適切な表現に変更します。
40	女性の就労を保障するためには、まずは保育所入所の待機児童0の実現を明記してほしい。保育所入所受付条件を、就労活動や就労予定が明確な場合の段階から認める制度とすることが必要。	待機児童対策につきましては、茨木市次世代育成支援行動計画において、既に『保育サービス等目標事業量』として目標値を設定しており、今後もそれに基づいた取組をしてまいります。 なお、現在、就職活動中及び就労予定の方につきましても、入所申込の受付をしております。

基本目標 6 だれもが安心して暮らせる社会づくり

	意見の概要	市の考え方
41	図23 高齢世帯、傷病世帯の説明が必要ではないか。	説明を追加します。
42	指標21、23 現状値を記載する。	指標21「自治会長における女性の割合」については、現状把握していないことから、計画開始時の平成24年度から調査し、把握します。 指標23「自主防災組織の役員への女性の参画率」は、計画公表時には記載します。
43	基本的方向1「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」(2)「高齢者の力の活用支援」 高齢者の力を活用するといっても、発揮できる場がないのが実情。市民活動なども、なかなか仲間には入りにくい。実際には力を持っていても活かす場がなく、個人的なゆしみを追いかけている高齢者が多い。審議委員の定年制等も、名誉職として考える人には必要だが、実際に能力のある高齢者には、もったいない制度ともいえる。方策を考えてほしい。	老人クラブ、自治会、その他市民活動団体等様々な活動の場があり、シルバー人材センターにおいては、経験や知識を活かすことができるものと考えています。また、茨木シニアカレッジ・いこいに未来塾への参加により地域活動や仲間づくりにつなげることができると考えています。
44	基本的方向3「地域の活動における男女共同参画の促進」(1)「男女共同参画の視点に立って地域団体を運営するための支援」 地域ほど、男女共同社会になっておらず、女性の会長は非常に少ない。活性化するには、自治会の実情を数値化して示す(会長の男女別数字、役員的女性数)等、働きを担っている女性の存在を表面化して啓発する施策が必要。	自治会をはじめ、各種の地域団体があることから、できる限り実情把握に努め、啓発を行ってまいります。

基本目標 7 女性に対する暴力の根絶

	意見の概要	市の考え方
45	配偶者暴力支援センターの機能について茨木市DV防止ネットワークなど、市内だけではなく広域での連携をお願いします。	DV被害者の支援については、被害者の安全確保の観点から、広域での連携が必要と考えていることから、大阪府をはじめ関係機関と連携して取組みます。
46	茨木市DV防止ネットワークという組織で、民生委員や自治会への研修を実施できないか。身近に相談できる人が必要である。	配偶者等からの暴力の相談相手で一番多いのは、知人、友人であることから、被害者に身近な人への啓発が重要と考えています。そのため、ローズWAMでは、暴力防止啓発講座として、地域の人を対象の講座を実施しています。
47	「配偶者暴力支援センターの設置」の検討をお願いします。	DV相談等については、ローズWAMにおいて実施していますが、「配偶者暴力相談支援センター」の設置については、被害者及び支援者の安全確保の点で、さらに慎重な検討が必要であると考えています。
48	男性の被害者の声も聞いて施策に反映してほしい。	ローズWAMでは、男性電話相談を毎月1回実施していることから、その相談内容をふまえ、今後の施策に活かしてまいります。
49	ローズWAMで開所当時から受けた「DV相談」の内容分析や事後調査などをしていただきたい。	ご指摘いただいた内容については、統計を取りながら傾向を把握しておりますが、今後はさらに内容を分析し、相談事業に活かしてまいります。

基本目標 7 女性に対する暴力の根絶

	意見の概要	市の考え方
50	<p>性犯罪への対策の推進について- 性暴力被害に関する対応の連携体制SARTが整備できれば、確実に性暴力の発生を抑止し予防につながる。 予防とは、啓発や研修などの学習活動だけではない。 ミネアポリスの先進事例のように、信頼できる連携体制SART(性暴力対応チーム)の整備によって、被害直後に病院に受診し、緊急避妊や投薬の医療処置を受ける女性に、専門の看護師や支援員が丁寧に対応することで、通報を決意する女性が増えた。被害直後に証拠採取を行う女性たちが増えることで、警察には、専用のコンピューターに性犯罪者のDNAデータが蓄積され、すみやかに過去の膨大な性犯罪者のDNAデータと照合し、迅速に加害者を逮捕することができる。加害者をきちんと逮捕することで、さらなる犯罪を未然に防ぐことができる。すぐに犯人が見つからなかったとしても、その事件の加害者の証拠であるDNAデータは、ずっと登録され続けるため何十年経っても、DNAが合致する人間が判明した場合、その事件に関して、きちんと司法によって裁かれる。SARTの連携体制が整備されたことが広く周知されれば、確実に性犯罪の抑止力になる有効な防止策といえる。</p>	<p>性犯罪への対策の推進については、被害が潜在化しやすいことから、被害者が安心して相談できる体制の整備を行うとともに、被害者と直接接する機会のある相談担当者等への研修を充実します。</p>
51	<p>施策番号129について、急性期対応ばかりではなく、中長期的社会資源の開拓も必要。</p>	<p>女性に対する暴力については、まず被害者が安心して相談できるよう相談体制や相談環境を整備するとともに、被害者と直接接する機会のある関係者への研修を充実します。</p>

基本目標 7 女性に対する暴力の根絶

	意見の概要	市の考え方
52	<p>基本的方向2「女性に対する暴力への対策の推進」(2)「相談しやすい体制等の整備」130「被害者と直接接する機会のある各種相談の担当者や窓口職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員等関係機関への研修を充実します」</p> <p>地域で性加害をするおそれが心配される子どもたちを、回復プログラム(境界線や悪いタッチ良いタッチなどの学習)につなぐための研修を加えられないか。市のなんらかの専門職が軸となって、地域で回復プログラムのグループを運営する可能性は持てないか。また、地域での回復を見守る人材の育成(BBCをもっと活用)、地域で孤立しがちな親たちを支える人材も重要。あらゆる社会資源が活かされてほしい。</p>	<p>相談担当者が人権関係研修を受けられるよう留意するとともに、地域で子どもに関わる市民や保護者へ多様な方法での啓発に努めます。</p>
53	<p>基本的方向2「女性に対する暴力への対策の推進」(2)「相談しやすい体制等の整備」131「被害者支援を推進するために、警察をはじめ関係機関との連携体制を整備します」</p> <p>「関係機関との連携を図る」とあるが、性暴力被害の場合、被害が発生してから連絡を取り合うのでは、再び深刻な被害(2次被害)を引き起こしてしまうリスクが非常に高くなる。事前に、関係諸機関の担当者が顔を合わせ、お互いの仕事内容を理解し、かつ、性暴力に関する研修を受けて、どのメンバーも2次被害を起こさず、性被害特有の心理状況を正しく理解し、適切な対応の手配ができる等、お互いが信頼できる役目をこなせるという関係を作らなければ、本質的な意味で有効な「連携体制」ではない。</p>	<p>性犯罪を含め女性に対する暴力の対策については、関係機関との連携体制が重要であることから、131の施策内容を検討、修正します。</p>

基本目標 7 女性に対する暴力の根絶

	意見の概要	市の考え方
54	<p>基本的方向2「女性に対する暴力への対策の推進」(2)「相談しやすい体制等の整備」131「被害者支援を推進するために、警察をはじめ関係機関との連携体制を整備します」</p> <p>性暴力被害の急性期対応においては、緊急避妊や検査、証拠採取に関わる医師や看護師との連携が重要。いずれ国が予算化した折に、すみやかに、地元茨木市で連携体制づくりが稼働できるよう、第2次茨木市男女共同参画基本計画に「性暴力被害対応の連携体制の整備」を明記していただきたい。そして、その準備のための検討会議を進めて頂きたい。原文の「連携を図る」という表現では、不十分だと考える。</p>	<p>性犯罪を含め女性に対する暴力の対策については、関係機関との連携体制が重要であることから、131の施策内容を検討、修正します。</p>
55	<p>「性暴力被害対応の連携体制を整備する」あるいは「性暴力被害対応の連携体制を検討し整備する」という一文を強く希望する。</p>	<p>性犯罪を含め女性に対する暴力の対策については、関係機関との連携体制が重要であることから、131の施策内容を検討、修正します。</p>
56	<p>地域で、幅広い層の支援者育成として、連続講座の実施はできないか。構成員は、専門職や市職員、教員、NPOなどの混合の構成員が望ましい。</p>	<p>女性に対する暴力の根絶のためには、どのような暴力も許さない社会風土の醸成と、被害者支援のための地域での取組が重要と考えているため、地域への啓発を行うとともに、地域での暴力被害者支援について検討します。</p>
57	<p>基本的方向3「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」(4)「生活基盤を整えるための支援」</p> <p>ローズWAMの市民サークルを「自立させる」ばかりではなく、社会資源の宝として、捉えることができないか。</p>	<p>ローズWAMで発足した市民サークルにつきましては、自立したサークルとして活動するとともに、ローズWAMまつりをはじめとする事業で連携しております。</p>
58	<p>DVの定義について、女性から男性への暴力も少なからずあるのではないか。</p>	<p>本計画のDVの定義は、DV防止法の対象である「配偶者」(婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」や元配偶者を含む男女)だけでなく、DV防止法対象外の「交際相手からの暴力」、「親・きょうだいなどからの暴力」も含み、その中には男性も含まれています。具体的には、基本目標7-「3 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」-「(2)相談・連携体制の充実・強化」の中で、被害者としてや加害者としての男性に対する相談窓口の充実を図ることを明記しています。</p>

基本目標 7 女性に対する暴力の根絶

	意見の概要	市の考え方
59	DVの問題は全国的にも大きくとりあげられているので、正確な被害件数やケースを市民に知ってもらうことが必要ではないか。	DVについての情報や啓発を様々な方法で行ってまいります。
60	基本的方向2「女性に対する暴力への対策の推進」について 啓発や相談だけにとどまらず、性暴力被害についての対応の体制設備の充実を明記してほしい。茨木ではSART整備に向けて女性グループを中心にした活動がすすんでいる。取り組みを後退させることなく支援の方向で施策の充実を希望する。	性犯罪を含め女性に対する暴力の対策については、関係機関との連携体制が重要であることから、131の施策内容を検討、修正します。
61	基本的方向2「女性に対する暴力への対策の推進」(1)「性犯罪への対策の推進の予防」というタイトルの文言の意味がよくわからない。	文言の修正をします。

基本目標 8 生涯を通じた男女のこころとからだの健康支援

	意見の概要	市の考え方
62	<p>広報について具体的な記載がないのが気がかり。各担当課に押し付けるのではなく、広報課のように情報を把握して包括的に発信できる課を作るべきではないか。</p>	<p>ご指摘の内容は、施策内容160「男性を含め社会全体が認識できるよう啓発や情報提供に努めます」に含まれており、その実施については、人権・男女共生課と保健医療課が中心となって進めてまいります。</p>
63	<p>基本的方向2「こころとからだの健康に関する学習機会と情報の提供」(2)「健康の保持増進のための健康教育、健康相談等の推進」 内容が具体的取組の列挙になっているので、まとめられたらどうか。</p>	<p>具体的施策の文言について修正します。</p>

「(仮称)第2次茨木市男女共同参画計画(素案)」に提出された意見等及び市の考え方

基本目標以外の内容について

	意見の概要	市の考え方
64	基本理念の「趣旨」を記述すべきである。	「男女共同参画計画」策定時から、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき5つの基本理念を掲げておりますので、その旨を記載いたします。
65	基本目標に「よりよい市民生活のための制度・慣行の見直し」を加える。 できれば上のような目標を加えてほしい。 地方として地方分権、自立・自律を確立しようとするれば地方から法制度や慣行をみなおす姿勢が必要。 この基本目標に次の施策の基本方向を入れる。 ・必要な条例づくりを推進する。 ・国の法制度・慣行、政策を評価しフィードバックする。	いただいた意見のご趣旨は、「基本目標1男女共同参画についての理解の促進」に含んでいることから、原案どおりとさせていただきます。
66	職場、家庭、地域における性別役割分担意識やそれにもとづく慣行や仕組みがなお根深く残っている。真の男女共同参画社会をめざし、実効性のある取り組みが求められる。	真の男女共同参画社会をめざし本計画を策定しております。つきましては、今後本計画を着実に推進してまいります。
67	基本課題8「生涯を通じた男女のこころとからだの健康」 今後の課題 5行目 健康の保持 。強意のため、保持増進としてください。	ご指摘どおり文言を追加します。
68	第3部第2章「計画の進行管理」1行目 計画が「画餅に帰す」ことがないよう、数値目標を記載されたい。	数値目標については、それぞれの基本目標ごとに掲載しておりますので、第2章 計画の進行管理の部分に記載する予定はありません。
69	計画の成果についての評価・検証について、方法・表示、対策などもう少し具体的にあげてほしい。	「男女共同参画計画」では、男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施状況や成果、課題を掲載した進捗状況報告を毎年度行ってきました。「第2次男女共同参画計画」につきましても、現在の方法をふまえて、計画の着実な遂行に努めます。
70	クオータ制、民法改正、制度・慣行の個人単位化、同一価値労働同一賃金といった、実効性を担保する文言を出来るだけ使用してほしい。	ご意見いただいた文言については、記載する予定はありませんが、市の施策の中で取組める内容は推進してまいります。

「(仮称)第2次茨木市男女共同参画計画(素案)」に提出された意見等及び市の考え方

その他の事項について

	意見の概要	市の考え方
71	(1)第2次茨木市男女共同参画計画策定にあたり、市民に対する説明責任を果たす為、「地区別説明会」を開催して頂きたい。	様々な方法で周知を図ってまいります。
72	(2)概要版を作成、自治会へ回覧してほしい。	本計画の概要版を作成し、様々な方法で周知を図ってまいります。
73	基本的方向3「男女共同参画に関わる調査・研究と情報収集・提供」(2)「男女共同参画に関する情報提供機会の充実」の1行目文中の「開館以来」を「開所以来」に変更。 第1部第3章「計画策定の背景」3「『茨木市男女共同参画計画』のこれまでの取組」(1)『基本課題ごとの取組状況』基本課題2「男女共同参画社会に向けての意識作り」「取組の現状」の文中の「開館」を「開所」に変更。	ご指摘どおり修正します。
74	表紙(仮称)とあるが、P2茨木市総合保険福祉計画には、記載がない。統一してほしい。	最終的な計画書では最終決定されたタイトルを表記します。
75	白紙ページの活用 ブランクは不適。例.写真.イラストを(以下第2、第3部も同様)	標題紙の体裁は見やすさのために現状のままとします。
76	第1部第1章「計画の性格」3「計画の構成」8行目、数値目標の説明について 波線、アスタリスク、両方は読みづらい。何れかに統一を(以下各ページ同様)	波線は説明語句の範囲を示しているため、原案のままとさせていただきます。
77	第2部第2章基本目標1「男女共同参画についての理解の促進」「計画推進の指標」など数値目標の説明について本文中は読みにくい。ページの脚注にしてほしい。	数値目標の内容説明のため、同項番中に記載させていただいております。
78	第1部第2章「めざす社会と計画の基本理念」下部、囲み文 男女共同参画社会基本法 第2条1項と丁寧に記載する。	ここでは、本計画の基本理念を記載しており、「男女共同参画社会」の説明のため、「男女共同参画社会基本法」より引用しています。そのため、原案のままとさせていただきます。
79	第1部第3章2「男女を取り巻く社会の状況」(2)「雇用と賃金格差」3行目 事務所 事業所に訂正してほしい。	ご指摘どおり修正します。

「(仮称)第2次茨木市男女共同参画計画(素案)」に提出された意見等及び市の考え方

その他の事項について

	意見の概要	市の考え方
80	第2部第1章体系図の見開きページを打つ。	ご指摘どおり修正します。
81	図13 IPU資料説明が必要です。	説明を追加します。
82	基本的方向1「子どもの頃からの男女平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援」(3)「様々な人との共生への取組の推進」 様々な人 「さまざま」に。A3(見開き)具体的施策に揃える。	計画全体で漢字に統一します。
83	基本的方向3「多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実」5行目 生かす 活かすに訂正。	計画全体で表現を統一します。
84	第2章「計画の進行管理」12行目 P3 第1部第1章4「計画の期間」文中との整合を図りたい。 見直しを行うものとします。見直し等を検討します。	P3 計画の期間文中と、P84 12行目の期間文中との文言を合わせます。
85	キーワード記載ページを()で表示してほしい。例. 積極的改善措置(P14)	資料に「男女共同参画に関するキーワード(50音順)」を掲載しています。

賛否意見のみ

	意見の概要
86	基本的方向1「固定的な性別役割分担意識の解消」(2)「男性にとっての男女共同参画に関する広報や啓発の推進」に賛成する。
87	基本的方向1「子どもの頃からの男女平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援」(1)「男女平等を推進する保育・教育の充実」35「男女平等についての理解を深めるため、保育・教育関係者に対する研修を充実します」保育・教育関係者への男女平等に関する研修の充実に賛成。
88	高齢者、障害者だけではなく、若年層やひとり親家庭の貧困、そして防災について等、しっかり書き込まれたと評価する。
89	母子家庭などのひとり親家庭、高齢単身女性、障がいがあること、在日外国人であること、同和問題などに加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合や性同一性障害を有する人びとへの配慮が明記されたことは重要であり賛同する。
90	4 防災復興における男女共同参画の推進について 被災時における女性の問題解決に向けた防災体制確立が明記されたことは重要であり賛同する。
91	男女間のみならず「家族」「きょうだい」からの暴力も現実的な相談が多数あるのか？ 無いとしても先駆的な取り組みだと評価する。
92	本計画をDV防止法の市町村基本計画に位置付けられることは、昨今のDVに関連した事件が多発している中、市民としては安心、安全な街づくりの第一歩として評価している。
93	基本項目の7の「女性に対する暴力の根絶」の項で、「性犯罪への対応の推進」を掲げられていることは、子どもや女性が巻き込まれる性犯罪が多く報道される中で、安心、安全な街づくりにとってかかせない、重要な取組となると考えられるので、推進してもらいたい。
94	リプロダクティブ・ヘルツ/ライツの考え方に賛成。生涯を通じた「性」に関する健康教育をおおいに進めてほしい。
95	今回の計画について、現在の社会経済情勢を踏まえ、社会におけるさまざまな課題に対応する内容になっていることや、国の第3次男女共同参画基本計画の内容が盛り込まれていることは評価している。